

## 誓約書兼同意書

令和 年 月 日

奈半利町長 竹崎 和伸 様

私は奈半利町荒廃農地再生・防止対策事業費補助金の申請にあたり、以下のことについて誓約します。

### <暴力団排除に関すること>

私は、以下のいずれにも該当していません。

- 1 暴力団（奈半利町暴力団排除条例（平成 22 年奈半利町条例第 16 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 11 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問 その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 11 上記内容と同様に高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。）に規定する暴力団又は暴力団員等であるとき。

### <不正受給に関すること>

私は、国及び高知県からの交付金、補助金、助成金等についても、不正受給をしていません。

### <補助金の併用について>

当該補助金は他補助金と併用する場合、補助対象外となる場合があることを確認しました。

### <町税に関すること>

奈半利町荒廃農地再生・防止対策事業費補助金の交付申請にあたり、町税等の納付状況及び住民基本台帳の記録の状況について、町長が関係部局に報告を求めることに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取り消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

補助事業者 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印